



鳥取県知事 遠 藤 茂

- 公表の場所
- 1 鳥取県庁
- 2 東部、中部および西部山林事務所
- 3 各市町村役場

鳥取県告示第三十三号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条並びに同法第二十四条の規定により次のとおり家畜人工授精師の免許並びに家畜人工授精所の開設を許可した。

昭和三十三年一月二十五日  
鳥取県知事 遠 藤 茂  
家畜人工授精師免許の部

免許番号	家畜人工授精師として業務を行う家の種類	住 所	氏 名
三九五	全家畜	岩美郡宇倍野村神垣二二〇番地	西尾義美

三九六	鳥取市賀露町一、二五二番地	広沢栄一
三九七	東伯郡赤碓町大字出上一八七番地	家森善孝
三九八	八頭郡河原町袋河原四一八番地	萩原平次
三九九	大字六日市二八三番地	佐藤 一
四〇〇	東伯郡大栄町六尾四一五番地	南場賢一

家畜人工授精所開設許可の部

許可番号	家畜人工授精所の名称	住 所	氏 名
一三六	遠藤家畜人工授精所	東伯郡大栄町亀谷	遠藤勇夫

人事委員会規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
昭和三十三年一月二十五日

鳥取県人事委員会規則第一号

鳥取県人事委員会委員長 中 本 覚 蔵  
職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則  
職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十年鳥取県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「幼稚園教育職員給料表」を「中学校、小学校等教育職員給料表」に、「児童福祉施設のうち、小学校教育職員勤務する教護及び精神薄弱児施設に勤務する教護施設に勤務する教護及び精神薄弱児施設に勤務する児童指導員」を「奨徳学校に勤務する教護、皆成学園に勤務する児童指導員及び保育専門学院に勤務する講師」に、「休職又は停職」を「休職、待命又は停職」に、「経験年数とすることができ」を「経験年数とする」に改める。

第三条第四号に次の但書を加える。  
但し、休職、待命又は停職となつた期間については第一号の規定を準用する。

第四条第一項中「九 幼稚園教育職員級別資格基準表（別表第十二）」を「九 中学校、小学校等教育職員級別資格基準表（別表第十二）」に改める。

第二十三条本文に次の但書を加える。  
但し、第二号のうち、その理由が公務上の負傷又は疾病によるものであるときはこの限りでない。

第二十三条第二号を次のように改める。  
二 昇給の時期以前一年間における休職中の期間並びに勤務日のうち、職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和三十一年鳥取県人事委員会規則第二号）第三号第十号又は県費負担教職員の有給休暇に関する規則（昭和三十一年鳥取県人事委員会規則第十九号）第四号第十二号に該当して勤務しなかつた日若しくは任命権者（県費負担教職員にあつては市町村教育委員会）の承認を得ずして勤務しなかつた日が通算して三十日をこえる職員

第三十条第一項中「幼稚園教育職員給料表」を「中学校、小学校等教育職員給料表」に改める。

別表第一、一、(一)、2、(2) のカの次に、次のキを加える。

キ、東京教育大学教育学部附属の特殊教育職員養成施設  
の卒業者

別表第一、一、(二)、1、(3) のテを次のように改める。

テ、陸軍士官学校、陸軍航空士官学校、陸軍経理学校、海軍兵学校、海軍機関学校、海軍経理学校若しくは海軍技手養成所の卒業者又は陸軍士官学校五十九期生、陸軍航空士官学校五十九期生若しくは陸軍経理学校八期生

別表第一、一、(二)、3、(1) のア中「昭和十八年三月以前の卒業者に限る。」を「(二)、1、(3) のエに該当するものを除く。」に改める。

別表第一、一、(二)、3、(1) のソの次に次のタを加える。

タ 満州開拓義勇隊国立開拓指導員訓練所の卒業者

別表第一、一、(三)、1、(1) のテの次に次のトを加える。

ト、昭和二十年、昭和二十一年又は昭和二十二年に国民学校初等科卒又は小学校卒を入学資格とする五年制の中等学校若しくは高小卒を入学資格とする三年制の中等学校に入学した者で、五年制の中等学校にあつては五年間、三年制の中等学校にあつては三年間それぞれ当該学校に在学した者

別表第一、一、(三)、1、(2) のケの次に次のコ、サ及びシを加える。

コ、海軍工作庁工員養成所（教習所を含む。）見習科（高小卒を入学資格とする二年制のものに限る。）の卒業者

サ、満州開拓義勇隊訓練所の卒業者

シ、昭和二十年又は昭和二十一年に国民学校初等科卒又は小学校卒を入学資格とする四年制の中等学校に入学し、当該学校に四年間在学した者

別表第一、二、註一、を次のように改める。

本表の(一)、(2)新制大学卒イ、ウ欄は、小学校及び幼稚園の教育職員並びに奨徳学校に勤務する教護及び皆成学園の教育職員

<p>園に勤務する児童指導員には適用しない。</p> <p>別表第二、一、中</p> <p>学校又は講習所等の経歴</p> <p>正規の在学期間（定められた修業年限）</p> <p>国立又は公立学校及び私立学校若しくは各種学校の在学期間</p> <p>定時制の学校又は講習所の在学期間</p> <p>各種学校に限る。</p>	<p>学校又は講習所等の経歴</p> <p>国立又は公立の学校及び私立学校若しくは各種学校の在学期間</p> <p>定時制の学校又は講習所の在学期間</p> <p>同資格の他の学校又は講習所の在学期間</p> <p>修業年限との比を在学期間と乗じて得た期間とする。</p>	<p>前各号に掲げる期間中において本人の責に帰すべき理由により休職又は停職となつた期間</p> <p>三割</p>	<p>前各号に掲げる期間中において本人の責に帰すべき理由により休職又は停職となつた期間</p> <p>公務上の負傷又は疾病による休職の期間</p> <p>刑事事件によつて起訴された場合の期間</p> <p>右以外の理由による休職並びに待命の期間</p> <p>十割</p> <p>三割</p> <p>五割</p>
<p>を に を</p>			
<p>前各号に掲げる期間中における停職の期間</p> <p>三割</p> <p>に改め、</p> <p>同表の註二、の次に次の註三、を加える。</p> <p>三、休職、待命又は停職の期間の換算は、本表の換算割合（休職、待命又は停職の期間に対するものを除く。）による換算後の期間に対して適用するものとする。</p> <p>別表第三、二、(二) 中</p>	<p>4 昭和十八年以前の師範学校卒</p> <p>5 4以後の師範学校及び教員養成所卒 (三年制)</p> <p>4 師範学校二年制</p> <p>5 師範学校三年制卒、教員養成所三年制卒</p> <p>一三</p> <p>一四</p> <p>一三</p> <p>一四</p> <p>を</p>	<p>4 師範学校二年制</p> <p>5 師範学校三年制卒、教員養成所三年制卒</p> <p>一三</p> <p>一四</p> <p>に</p>	<p>改め、</p> <p>同表の註二、に次の但書を加える。</p> <p>但し、旧制高等女学校のうち、修業年限が四年と定められている学校又はこれに準ずる学校を卒業し、さ</p>

らに上級の学校を卒業した者については、修学年数を一年減じて本表を適用するものとする。

別表第三、二、ロ、註八、を次のように改める。

別表第四中

新大 (六級職試験合格)	〇一五	五八五	八一三	二一五	二一四
新大 (六級職試験合格)	〇一四	四七四	九一三	一〇一三	一四四
新中 (二級職試験合格)	〇一三	三一三	二一三	三一五	二六五
新中 (二級職試験合格)	〇一三	三一三	二一三	三一五	二六五
新中 (二級職試験合格)	〇一三	三一三	二一三	三一五	二六五

八 本表に掲げる学歴又は資格の修学年数については、一般職員の学歴換算表に掲げる修学年数によるものとする。

同表の註二、を次のように改める。

二、本表は、他の級別資格基準表に特に定めのあるものを除くすべての職員に対して適用し、職務の級十級は、技術吏員及び技術吏員相当職員並びに事務吏員又は事務吏員相当職員のうち、職務の級が十級と

なることができるものに対して適用する。

別表第九、註三、を次のように改める。

三、本表に掲げるA、B、C、Dの区分は次による。

A、保健婦助産婦看護婦法による看護婦養成所を卒業し、看護婦国家試験に合格した者、甲種看護婦養

別表第十一中

成所を卒業し、甲種看護婦国家試験に合格した者及び旧看護婦専門学校を卒業した者並びに栄養士のうち新制大学を卒業した者

B、甲中卒を入学資格とする修業年限三年の指定看護婦養成所を卒業した者（日赤は昭和十二年以降）並びに栄養士のうち栄養士法第二条第一項に該当する者

C、修業年限三年の指定看護婦養成所を卒業した者並びに甲中卒を入学資格とする修業年限二年の指定栄養士養成施設を修了したもの又はこれと同等の資格を有する者

D、保健婦助産婦看護婦法による准看護婦養成所を卒業し、准看護婦試験に合格した者、乙種看護婦養成所を卒業し、乙種看護婦試験に合格した者、修業年限二年の旧指定看護婦養成所の卒業者及び検定試験に合格してこれらと同等の資格を有する者その他前記A、B及びCの区分のいずれにも該当しない者並びに甲中卒を入学資格とする修業年限一年の指定栄養士養成施設を修了した者（昭和二十五年法律第十七号による改正前の栄養士法第二条第一項に該当する者を含む。）又はこれと同等の資格を有する者

寮 実習助手	新制高校卒	〇一三	二一三	三二三	四三三	五三三	六三三
	短期大学卒	〇一三	二一三	三二三	四三三	五三三	六三三
寮 母	新制高校卒	〇一三	二一三	三二三	四三三	五三三	六三三
	短期大学卒	〇一三	二一三	三二三	四三三	五三三	六三三

に、

を



五等級						四等級	
六	六	七	八	八	九	十	十一
一	三	四	三	四	五	五	五
一 各部署	一 知事の事務部局	一 知事の事務部局	一 各部署	一 知事の事務部局	一 各部署	一 警察本部 二 警察本部 三 教育委員会の事務部局	一 警察本部 二 労働委員会の事務部局 三 人事委員会の事務部局
(イ) 職務の級について特に定めのない吏員又は吏員相当職員以外の者(教育職員等を除く。)	(イ) 調理士及びあんま師	(イ) レントゲン士、歯科衛生士、歯科技工士及び看護婦のうち、吏員以外の者	(イ) 船長以外の船員のうち、吏員又は吏員相当職員以外の者	(イ) 保健婦、助産婦、栄養士、教母及び保母のうち、吏員以外の者	(イ) 等級及び職務の級について特に定めのない事務吏員又は事務吏員相当職員(教育職員等を除く。)	(イ)(ハ)(ロ)(イ) 県立学校の事務職員のうち 十二名 中学校の事務職員のうち 九名 小学校の事務職員のうち 八名 図書館の司書	(イ) 逮捕指導員 (イ) 等級及び職務の級について特に定めのない技術吏員又は技術吏員相当職員(教育職員等を除く。)

三等級十一				八	
一 知事の事務部局				二 教育委員会の事務部局	
(イ)(ハ)(ロ)(イ)(イ)				(イ)(ロ)(イ)	
農業者専門技術員 幡郷電所長 経営伝習農場長 具営事務所の課長 本庁の課長補佐 自治院の課長 養老院の職長 研究院の職長 者に限る。				課長補佐 図書館の分館長 学芸員又は司書の職を含む係の係長(学芸員又は司書の資格を有する者に限る。)	
一 知事の事務部局				一 知事の事務部局	
(イ)(ハ)(ロ)(イ)(イ)				(イ)(ロ)(イ)	
本庁の係長及び職務の級について特に定めのない解又は出先の長のうち、知事が直接任命した者(教育職員等を除く。)				本庁の係長及び職務の級について特に定めのない解又は出先の長のうち、知事が直接任命した者(教育職員等を除く。)	
主任のうち、知事が直接任命した者(教育職員等を除く。)				主任のうち、知事が直接任命した者(教育職員等を除く。)	
肥料検査室長				肥料検査室長	
分室主任				分室主任	
船長				船長	
久松閣管理者				久松閣管理者	
中央病院の総婦長				中央病院の総婦長	
二 議会の事務部局				二 議会の事務部局	
(ロ)(イ)				(ロ)(イ)	
図書室長 課長補佐				図書室長 課長補佐	
三 教育委員会の事務部局				三 教育委員会の事務部局	
(イ)				(イ)	
係長				係長	
四 監査委員の事務部局				四 監査委員の事務部局	
(イ)				(イ)	
次長及び係長				次長及び係長	

別表第十五中

栄 養 士	新	大卒	五級八号給
	栄養学校(三年制)卒		五級三号給
	栄養学校(二年制)卒		五級一号給
	新検定合格者		五級一号給
	旧検定合格者		四級三号給
診療エックス線技師	診療エックス線技師学校(養成所)卒		五級三号給

を

栄 養 士	新	大卒	六級一号給
	栄養学校(三年制)卒		五級三号給
	短大卒		五級一号給
	栄養学校(二年制)卒		五級一号給
	新検定合格者		五級一号給
旧検定合格者		四級三号給	
診療エックス線技師	診療エックス線技師学校(養成所)卒		五級三号給
司書及び司書補	新大卒		六級一号給

に

図書館職員養成所卒	短大卒	五級一号給
	新高卒	四級一号給
		五級一号給但し、新大卒は六級三号給、短大卒は五級五号給

改める。

別表第十七、一、註一、中「幼稚園教育職員給料表」を「中学校、小学校等教育職員給料表」に、「実習助手」を「実習助手及び寮母」に改め、「(以下「教諭等」という。)」を削り、同表の註三を削る。

別表第十七、二、中「教護及び児童指導員初任給基準表」を「教護、児童指導員及び講師初任給基準表」に改め、

同表注一、中「教護施設に勤務する教護及び精神薄弱児施設に勤務する児童指導員」を「養徳学校に勤務する教護、皆成学園に勤務する児童指導員及び保育専門学院に勤務する講師」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、第三条第二号の

改正規定中休職、待命又は停職に関する部分、第三条第四号但書、別表第二の改正規定中休職、待命又は停職に関する部分並びに別表第十三の改正規定中知事公室長、中央病院の総婦長及び議会の事務局に関する部分は昭和三十一年二月一日から、第二十三条の改正規定は昭和三十一年十二月十五日からその他の改正規定は昭和三十一年十月一日から適用する。

2 昭和三十一年二月一日に現に職員である者の昭和三十一年一月三十一日までの間における休職、待命又は停職を命ぜられた期間の取扱については、なお従前の例による。

3 昭和三十一年二月一日以降において、かつて職員であつた者並びにかつて国又は他の都道府県の職員(教育職員等にあつては、市町村立学校職員給与負担法)

昭和二十三年法律第百三十五号)の適用を受ける職員を含む。以下「他の職員」という。)であつた者を採用する場合において、かつて職員であつた期間並びにかつて他の職員であつた期間における休職、待命又は停職の期間については、一般職員のうち、国家公務員であつた者については国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)、その他の者については地方公務員法(昭和二十五年法律第百六十一号)施行後において、教育職員等については教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)施行後において新たに休職、待命又は停職を命ぜられた期間について、この規則の規定を適用する。

4 昭和三十一年二月一日以降において、前項に規定する他の職員を引き続き採用する場合、他の職員であつた期間中における休職、待命又は停職の期間の取扱については、第二項の規定を準用する。

5 この規則の適用により、現に属する職務の級に必要な資格を欠くこととなる職員の適用日以降における職務の級は、この規則適用の日の前日における職務の級とする。

6 この規則の適用により、現に属する等級より上位の等級に属することとなつた職に在職する職員を引き続き当該職に在職させる場合においては、改めて昇任に關し、人事委員会の選考を経なければならない。

公 告

昭三十一年十二月実施の家畜人工授精講習会修業試験の合格者は次のとおりである。

昭和三十一年一月二十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

牛の人工授精講習会修業試験合格者

- |       |       |       |
|-------|-------|-------|
| 生田 賢一 | 前田 広義 | 勝部 益夫 |
| 田中 寿光 | 野見 栄  | 山根 利季 |
| 池田 守  | 遠藤 技明 | 生田 直行 |
| 奥田 昭一 | 朝妻 美次 | 白石 明義 |

- |       |       |       |
|-------|-------|-------|
| 横山 勝巳 | 鈴木 栄  | 藤原 一男 |
| 松原 寛  | 生田 章  | 勝部 操  |
| 小原 健義 | 吉村 重勝 | 松本 勝美 |
| 井田 昭  | 湯上 松年 | 堀尾 泰弘 |
| 筏津 義治 | 金谷 節彦 | 小倉 健二 |
| 高田 達雄 | 山口 登  | 永井健太郎 |
| 近藤 友彦 | 熊谷千津子 | 西吉 虎太 |
| 上紙 光春 | 小林 早月 | 倉鋪 幹夫 |
| 杉谷 享一 | 高見 弘義 | 山根 一純 |
| 関 武雄  | 高田 稔  | 鶴田 鉄男 |
| 前田 勇  | 中島 諄  | 小谷 文夫 |

めん、山羊の人工授精講習会修業試験合格者

- |       |       |       |
|-------|-------|-------|
| 小谷 文夫 | 中島 諄  | 倉鋪 幹夫 |
| 杉谷 亨一 | 前谷 勇  | 高見 弘義 |
| 山根 一純 | 鶴田 鉄男 | 高田 稔  |
| 関 武雄  | 山根 久治 | 藤森 寿明 |
| 加瀬部博司 | 田 昇   | 小林 稔明 |

第三回鳥取県警察官(巡査)採用試験につき次のよう  
に公告する。

昭和三十一年一月二十五日

鳥取県人事委員会

この試験は、鳥取県警察本部または県下の警察署に勤務する警察官(巡査)の採用試験です。

一 採用予定人員 約 十名

二 職務内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公安の維持等の任務に従事します。

三 受験資格

(一) 学歴……学歴は問いませんが、新制高等学校卒業者と同等以上の学力を必要とします。

(二) 年令、性別……昭和七年四月二日から昭和十三年四月一日までに生まれた男子に限ります。但し、新制高等学校を昭和三十一年三月三十一日までに卒業する見込みの者は、昭和十四年四月一日までに生れ

た者でも受験できません。

③ 次の各号の一つに該当する者は受験できません。

(ア) 日本の国籍を有しない者

(イ) 禁治産者及び準禁治産者

(ウ) 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終るま

で又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(エ) 鳥取県職員として懲戒免職の処分を受け、そ

の処分の日から二年を経過しない者

(オ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲

法又は下に成立した政府を暴力で破壊することを

主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに

加入した者

四 試験

試験は第一次試験、第二次試験及び身上調査とし、第

二次試験は第一次試験の合格者に対して行います。

(一) 第一次試験

(ア) 日時、場所…昭和三十三年二月二十四日(日)

鳥取市、米子市

時刻及び試験場は受付後お知らせします。試験は上記のいづれかの希望地で受験できます。

(イ) 方法…警察官として必要な知能及び教養

について筆記試験(記憶検査、教養試験、作文試

験)を行います。

(ウ) 第一次試験合格者発表…昭和三十三年三月

五日(火)午後一時県庁正門横掲示板に掲示する

と共に合格者に通知します。

(二) 第二次試験

(ア) 日時、場所…鳥取市において昭和三十三年

三月中旬に行います。日時及び試験場は第一次試

験合格者に通知します。

(イ) 方法

(a) 口述試験…主として人物について個別面接

による試験を行います。

(b) 身体、体力検査…職務遂行上必要な身体的

条件を有するかどうかを検査します。なお、検査には次のような基準があります。

身長…一、六四メートル以上

胸囲…おおむね身長二分の一以上

視力…両眼共裸眼視力〇、六以上、又は裸

眼視力〇、一以上で且つ、きよう、正視力一、

〇以上

その他…弁色力完全で且つ、身体に奇型その

他の異状のないこと。

(c) 身体精密検査…胸部疾患、性病等の伝染性

疾患の有無について行います。

③ 身上調査

受験資格があるかどうか、申込書に記載されていることが正しいかどうか等について調査します。

五 最終合格者発表

昭和三十三年三月下旬に県庁正門横掲示板に掲示する

ほか合格者に通知します。なお県公報にも掲載します。

六 採用及び給与

(一) この試験の合格者は、警察官(巡査)採用候補者名簿に登録され、警察本部長からの請求に応じて成

績順に提示され、そのうちから採用者が決定されます。

(a) 採用後は、鳥取県巡査に任命され、巡査見習生として鳥取県警察学校に入校(昭和三十三年四月予定

一年間初任教養を受けた後勤務につきます。

(b) 給与は巡査に任命されると(巡査見習生の間も同

じ)原則として警察官一級三号給(月額六、九〇〇

円)を交付されるほか、扶養親族があれば扶養手当

が、又勤務地により勤務地手当が支給され、その他

期末手当、勤勉手当及び制服その他必要な被服が支

給されます。

なお、実力次第でだれでも管区警察学校又は警察大

学校に入校して幹部としての教養を受ける機会を与

えられ上級の警察官への昇進の途が開かれています。

七 受験手続及び受付期間

(一) 申込用紙の請求…申込用紙は鳥取県人事委員会事務局、鳥取県警察本部警務課又は県内各警察署に請求して下さい。郵便で請求されるときは十円切手

